

お知らせ

都市計画の廃止に伴う説明会と縦覧を行います

市では、打馬・王子・下祇川土地区画整理事業と、これに関連する都市計画道路の廃止の手続きを進めています。

この都市計画案について、説明会と縦覧を行います。

●都市計画の種類及び名称

①種類Ⅱ鹿屋都市計画土地区画整理事業

名称Ⅱ打馬・王子・下祇川土地区画整理事業

②種類Ⅱ鹿屋都市計画道路名称Ⅱ合庁小原線、打馬

中通線

●説明会の日時及び場所

日時Ⅱ5月19日(火)19時～

場所Ⅱ打馬公民館

●都市計画案の縦覧期間

6月8日(月)～6月22日(月)の8時30分～17時

※土・日を除く

●縦覧場所Ⅱ市都市政策課

●意見書の提出方法Ⅱ住

●手続きに必要なものⅡ平成21年度軽自動車税納税通知書・車検証・運転者の運転免許証・各種手帳・印鑑・生計同一証明書(本人運転でない場合)

※障害者本人と生計を同一にする人や常時介護者が運転する軽自動車を申請する場合は「生計同一証明書」が必要です。

※生計同一証明書は、市福祉政策課(1階⑩番窓口)又は各総合支所市民生活課で交付します。交付には、通院・通学・通勤を証明する書類が必要です。

●申請期間Ⅱ納税通知書が届いてから5月25日(月)まで(土・日除く)

※申請期限後の受付はできませんのでご注意ください。

【問い合わせ・申請先】

市税務課(1階⑭番窓口)

☎0994-43-2111

内線3149

各総合支所地域振興課



平成21年度農作業標準賃金及び農作業料金について

●一般農作業

区分	種類	単価	備考	
賃金	一般賃金(8時間)	5,100円 ※最低	※賄いなし ※最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。 ※県最低賃金=時間額627円(平成20年10月18日改定)	
耕賃(10a当り)	田	耕起のみ	5,000円	
		代かきのみ	7,000円	
		耕起から代かき	14,000円	
		機械田植え	7,000円	
	畑	耕起から田植え	20,000円	
		耕起のみ	4,000円	
		深耕(プラウ)	5,000円	
		プラソイラー	4,000円	
	甘藷のツル切り	4,500円		
刈取(10a当り)	水稻	6,500円	ヒモ代込み	
脱穀(10a当り)	水稻	7,000円	ハーベスター(ヒモ代込み)	
		14,000円	コンバイン(刈り取りから脱穀まで)	
籾乾燥	水稻	1,000円	パインダー袋(1袋)	
その他作業(10a当り)	うねたてのみ	うねたてのみ	4,500円	
		うねたて、マルチ張り	8,500円	
		うねたて、マルチ張り、同時消毒(テロン)	11,000円	
	掘り取り		13,000円	甘藷・澱粉用(ハーベスターによる)
			12,000円	馬鈴薯(ハーベスターによる)
			6,000円	甘藷(トラクターによる)
		3,500円	甘藷(耕耘機による)	

●牧草関係作業

種類	単価	備考
牧草刈り取り(10a当り)	3,000円	デスクモア
反転・集草(10a当り)	1,000円	1回ジャイロヘイメーカ
梱包(15kg程度)(1個当り)	100円	ヘイベラー(ひも代込み)
梱包(ミニ)(1個当り)	150円	ロールベラー(ひも代込み)
梱包90cm(1個当り)	1,000円	ロールベラー(ひも代込み)
梱包100cm(1個当り)	1,500円	ロールベラー(ひも代込み)
梱包120cm(1個当り)	2,500円	ロールベラー(ひも代込み)
ラッピング(ミニ)(1個当り)	200円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
ラッピング90cm(1個当り)	1,000円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
ラッピング100cm(1個当り)	1,500円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
ラッピング120cm(1個当り)	2,500円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
コーン刈り取り(10a当り)	8,000円	コーンハーベスター
コーン運搬詰め込み(10a当り)	2,000円	フォーレージワゴン
肥料散布(1袋当り)	100円	ブロードカスター・ライムソア
種子散布(10a当り)	3,000円	ブロードカスター・コーンプランタ
薬剤散布(10a当り)	2,000円	

※この標準賃金は、法令や規定によるものではなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがありますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って協定してください。

【問い合わせ】

市農業委員会事務局
☎0994-31-1131

軽自動車税の減免申請を受け付けます



●障害者に対する減免

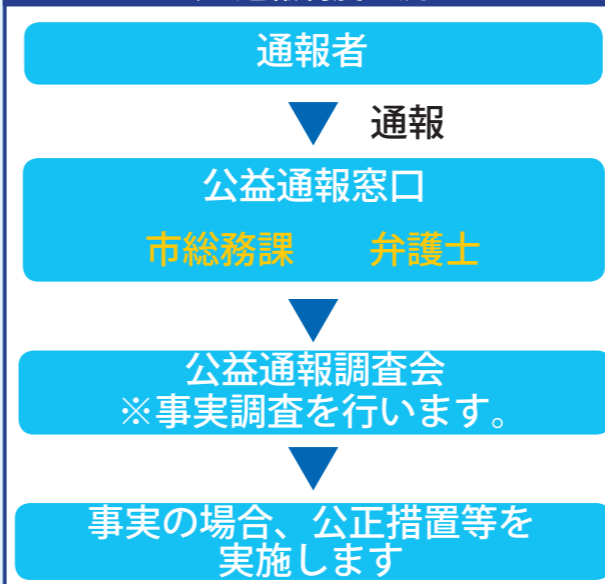
身体障害者手帳・療育手帳等をお持ちの人で、一定の級以上の人は、申請をすると軽自動車税が減免されます。ただし、減免を受けることができるのは障害者1人につき1台で、普通自動車税の減免を受ける人は対象になりません。また、以前申請をした人でも、車の買い替え・使用状況の変

●構造に対する減免

○減免の対象になる軽自動車Ⅱ主に身体障害者等の利用する構造となっている軽自動車等(自家用・事業用)
※車いす昇降装置や固定装置、浴槽のある車

公益通報窓口を設置しています

公益通報制度の流れ



市では、職員等の公平かつ公正な職務の遂行を図り、市政に対する市民の信頼を確保するため、市の業務等に関して法令違反などを知り得た場合の通報窓口として、「公益通報窓口」を設置しています。通報者の秘密は守られますので、該当する違反行為がありましたら、安心して通報してください。

●対象となる違反行為

- ①収賄、横領、背任、職権濫用、公文書偽造など(罰金や懲役等の刑罰が科される法律違反行為)
 - ②その他職員等の職務に係る倫理に反する行為など
- ※単なる苦情等は、公益通報になりません。

【公益通報窓口】

市総務課(3階) ☎0994-31-1127
藤枝法律事務所 ☎0994-43-8242